

ふじさんネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、ふじさんネットワーク(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、富士山憲章(平成10年11月18日制定)の周知及び定着を図るとともに、富士山の環境保全運動を全国的な広がりをもって展開していくため、会員が自主的及び連携して活動することにより、富士山を世界に誇れる山として保全し、その恵みを後世に継承していくことに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 富士山憲章の周知、定着に関すること。
- (2) 富士山の環境保全運動の展開に関すること。
- (3) 会員の相互交流の促進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(会員の種類)

第4条 ネットワークの会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 国、県、市町村、法人、企業及び団体等であって、ネットワークの目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 ネットワークの目的に賛同し、協力するために入会した個人等

(入会)

第5条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
2 会員である法人等が解散したとき又は会員が死亡したときは、退会したものと

(役員の種類及び選任)

第7条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事(会長及び副会長を含む)10人以上20人以内
- (4) 監事 2人

2 役員は正会員のうちから総会において選任する。

3 会長及び副会長は幹事の互選により定める。

4 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 会長は、ネットワークを代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、幹事会を構成し、会務を処理する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉会長及び顧問)

第10条 ネットワークに、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、名誉職とし、総会の議決を経て定める。

3 顧問は、幹事会の議決を経て会長が委嘱する。

4 顧問は、重要な事項に関し会長の諮問に答える。

(会議)

第11条 ネットワークに次の会議を置く。

- (1) 総会
幹事会

(総会)

第12条 総会は、正会員で構成し、年一回を定例として会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

2 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を審議、議決する。

- (1) ネットワークの事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算
- (2) その他会長が必要と認めた事項

3 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

4 総会は、正会員の半数以上が出席(代理出席を含む。以下同じ。)しなければ、開くことはできない。

5 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長、副会長、幹事で構成し、会長が召集する。

2 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

第14条 ネットワークの事務を処理するため、ネットワークに事務局を置く。

2 事務局は、静岡県環境部富士山保全室に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(事業年度)

第15条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わるものとする。

(解散)

第16条 ネットワークは、総会の議決により解散する。

(補足)

第17条 この会則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

1 この会則は、平成11年10月23日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は第7条第2項、第3項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿の会長、副会長、幹事、監事とし、その任期は第9条第1項の規定にかかわらず平成13年度の総会の日までとする。

3 この会の設立当初の顧問は、第10条第3項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿のとおりとする。

4 この会の設立当初の事業年度は第15条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。